

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください！

マイナンバーカードは、制度が始まり10年が経過しました。有効期限は、発行日から10回目の誕生日まで(未成年は5回目)になっていますので、期限を確認し、更新手続きをしてください。
なお、有効期限を迎える方には、有効期限通知書が送付されていますので、ご確認ください。

休日窓口もご利用ください！

平日、仕事や学校等で市役所に来庁することが難しい方はぜひ、休日窓口をご利用ください！

- 日時
3月9日(日) 9時～13時
- 場所
稚内市役所 1階 総合窓口課



問い合わせ／市総合窓口課選挙・戸籍グループ
☎23 - 6407

【地区ごとの申し込み期限】

収集地区	申込期限
宝来、港、末広、新港町、大黒 こまどり、朝日、はまなす 声問 宗谷岬、東浦 富磯、宗谷、清浜	3月14日(金)まで
恵比須、中央、開運 潮見、栄 曲淵、川南、豊別、天興 沼川、川西、曙 樺岡、上声問	4月18日(金)まで
ノシャップ、富士見、西浜 緑、萩見、富岡、若葉台 下勇知、抜海、クトネベツ 更喜苫内、上勇知 増幌、恵北	5月16日(金)まで

し尿汲み取りは「事前申し込み制」です。収集地区ごとに申し込み期限が異なるため、左表を確認してください。
なお、納期限を過ぎた場合は、次回以降の汲み取り料金は、汲み取りの際に行わない場合があります。お渡しする「納入通知書」で、期限までにお支払いください。

令和7年度「し尿汲み取り」のお知らせ

臨時汲み取りについて

臨時汲み取りは、毎月3回(1日・10日・20日)です。定期汲み取りを申し込んでいない方で、次の定期汲み取りまで間に合わない等、臨時汲み取りを希望する方は、臨時汲み取りの4日前までに申し込みください。
汲み取る便槽の上や周辺には物を置かないでください。また、冬期間は必ず便槽周辺の除排雪をしてください。
冬期間は、除雪の都合で汲み取り日程が前後する場合があります。
問い合わせ／市生活衛生課衛生グループ
☎23・6181

消費生活モニターを募集します

市では、消費生活の安定向上に関心がある方を対象に、消費生活モニターを募集します。詳しい内容は市HPをご確認ください。

問い合わせ

市生活衛生課市民生活グループ
☎23・6413



市HPはこちら

医学育英会の奨学生募集のお知らせ

市では、令和6年度各医学育英会の奨学生を募集します。この制度は、本市において長きに渡り多くの功績を残された方々が、優秀な医療後継者を育成するために医学育英会を設立し、就学奨励金を支給するもので、返還の必要はありません。

支給要件

- ・稚内市民のお子さんと、自身も稚内市に1年以上在住していた方
- ・大学の医学部、歯学部に在籍する方

募集期間

3月13日(木)まで

必要書類

- ①奨学生願書
- ②在学証明書
- ③住民票(世帯全員で記載省略が無いもの)

【各医学育英会内訳】

	医学部	歯学部	支給金額 (各学年につき)
岩田茂医学育英会	○	○	100,000円
福井谷医療奨学会	○	-	50,000円
鷹田医療奨学会	○	-	50,000円

※支給日は3月末を予定しています

④奨学金振込口座届 ※②、③は令和7年2月以降の日付で用意してください。

大切な水資源を守るために

豊かな水資源を次の世代に引き継ぐため、北海道では「北海道水資源の保全に関する条例」を制定しています。

条例により指定された「水資源保全地域」で土地取引を行う場合、土地の権利者は、契約締結の3か月前までに、市長への届出が必要です。

問い合わせ／市水道施設課水道グループ
☎23・6516

指定地域

- ・恵北972番1～3
- ・上声問2650番、2651番
- ・タツニナラウシユナイ7903番



在職者交流会の参加者を募集しています

様々な障がいを持ちながら働いている方を対象に、働く中で思っていることや、悩みなどを話せる交流会を次のとおり開催します。

日時

2月28日(金)

15時30分～17時00分

場所／キタカラ 2階

市民活動室

募集人数／10名程度

参加費／無料

申し込み方法

電話での申し込みのほか、郵送またはFAXで申込書を提出してください。

(申込書は市ホームページまたは市社会福祉課・ハローワーク窓口で取得できます。)

対象者

障がいを持ちながら一般企業等に就労している入社5年以内(目安の方)

申し込み期限

2月18日(火)まで

申し込み・問い合わせ

稚内市自立支援協議会事務局(市社会福祉課障がい福祉グループ内)
☎23・6453